平成２４年（フ）第７３号
鳥取県鳥取市湖山町北５丁目241番地４
破産者　松島　竜伸
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０７号
福岡市博多区博多駅中央街６番11―610号、前住所福岡県飯塚市佐與2415番地１
破産者　白土　和子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３５号
福岡市東区唐原５丁目５番４―605号
破産者　村田　泰崇
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４号
熊本県八代郡氷川町鹿野409番地１
破産者　中尾　千**牟**
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３３２号
奈良県天理市三昧田町81番地１
破産者　古家　唯行
1　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
2　一般調査期日　平成25年３月12日午前10時
平成25年２月13日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６６８号
札幌市豊平区平岸４条９丁目15番17号
破産者　有限会社マルヒコ石川建装
1　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
2　一般調査期日　平成25年４月10日午後２時
平成25年２月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６５２号
千葉県市原市八幡1378番地　吉田守方、申立時の住所大阪市大正区北恩加島１―７―３
破産者　木村　賢治
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年４月11日午後３時
平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７３号
大阪市鶴見区横堤５丁目５番４―806号
破産者　三津江友幸
1　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
2　一般調査期日　平成25年４月18日午後４時
平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４号
奈良県生駒市喜里が丘３丁目12番４号
破産者　酒井　和生
1　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
2　一般調査期日　平成25年４月16日午前10時30分
平成25年２月12日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色248番地の２
破産者　髙瀬　美鶴
1　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月10日午前11時15分
平成25年２月13日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２３４８号
大阪府東大阪市花園東町１丁目12番20号
破産者　原田　清治
1　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月15日午後３時30分
平成25年２月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２０号
広島市中区舟入川口町17番15―506号
破産者　山下　馨
1　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月８日午後２時45分
平成25年２月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０３号
大阪府泉南市樽井１丁目２番13号
破産者　泉南運輸企業組合
1　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
2　一般調査期日　平成25年５月28日午後１時30分
平成25年２月12日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
佐賀県鹿島市浜町乙2681番地２
破産者　中野　光夫
1　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
2　一般調査期日　平成25年４月17日午後４時
平成25年２月12日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県加古川市平岡町高畑98番地の32、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山949番地の８
破産者　尾崎　正照
1　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
2　一般調査期日　平成25年７月19日午前10時30分
平成25年２月12日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８号
京都府亀岡市篠町広田２丁目22番11号
破産者　わくわく愛ライフこと　石黒　英一
1　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
2　一般調査期日　平成25年５月14日午前11時
平成25年２月12日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市阿知３丁目21番19号
破産者　株式会社ホテルハイザ
1　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
2　一般調査期日　平成25年６月５日午前10時
平成25年２月13日
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県小野市王子町874番地の６　道風荘302、前住所兵庫県加西市越水町140番地
破産者　長田　義昭
1　破産債権の届出期間　平成25年４月４日まで
2　一般調査期日　平成25年５月９日午後１時30分
平成25年２月７日　神戸地方裁判所社支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７５号
石川県七尾市石崎町香島１丁目131番地
破産者　有限会社西崎工務店
異議申述期間　平成25年４月８日まで
平成25年２月13日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第６９６号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目14番36号
破産者　株式会社イリアス
異議申述期間　平成25年４月19日まで
平成25年２月12日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００６号
東京都文京区小石川２丁目１番２号
清算株式会社　後楽建装工業株式会社
代表清算人　西井　伸顕
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０１８号
東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
清算株式会社　株式会社ヴィエント志摩
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部